

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 条 例

○政治倫理の確立のための福島県議

会の議員の資産等の公開に関する  
条例の一部を改正する条例  
○福島県議会情報公開条例の一部を  
改正する条例  
○福島県議会の議員の報酬の特例に  
関する条例

## 条 例

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例、福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例及び福島県議会の議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県条例第六十五号

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例の

一部を改正する条例

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成七年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を)及び貯金(当座貯金及び普通貯金)に、「貯金及び郵便貯金」を「貯金及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

1 この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

2 この条例(第二条第一項第四号の改正規定に限る。)による改正後の政治倫理の確

立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、同号の改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

(総務課)

### 福島県条例第六十六号

福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

福島県議会情報公開条例(平成十三年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号ウ中「及び日本郵政公社」を削る。

### 附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(総務課)

### 福島県条例第六十七号

福島県議会の議員の報酬の特例に関する条例

福島県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額額は、平成十九年八月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、県議会の議員の報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)第二条の規定にかかわらず、その者に対応する同条例別表第一に掲げる報酬月額から当該報酬月額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の算出の基礎となる報酬の月額額は、同表に掲げる報酬月額とする。

### 附 則

この条例は、平成十九年八月一日から施行する。

(総務課)